

# 交通安全情報

令和3年11月25日

【編集・発行】

稚内市生活福祉部  
生活衛生課市民生活G  
☎(0162)23-6413

## ブラックアイスバーンに注意!!

冬道で危険なブラックアイスバーン！一見して道路が濡れているのか、凍っているのか判断が付きにくいものです。山間部では、ブラックアイスバーンでの正面衝突による重傷事故が本年2件発生していますので、十分気をつけましょう。

### ■冬道走行時の注意事項■

- ☑ 朝晩は気温が下がり、路面が凍結しやすくなりますので、山間部、平地を問わず速度を落として走行しましょう。
- ☑ ブラックアイスバーン等の凍結路面では、急ブレーキ、急ハンドルは禁物！慌てず焦らず走行しましょう。
- ☑ 冬道では、夏場より停止距離が延びるので、車間距離をしっかりとって運転しましょう。
- ☑ 冬道は、目的地まで時間が予想以上にかかってしまうこともあることから、時間と心に余裕をもった運転に心掛けましょう。

## 道路交通法施行規則の改正

### ■安全運転管理者が行う業務に次の2点が加わります■

1. 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日施行)
  - ① 運転前後の運転者の状態を目視等で確認して、酒気帯びの有無を確認しなければなりません。
  - ② ①の確認の結果を記録し、1年間保存する必要があります。
2. アルコール検知器の使用等(令和4年10月1日施行)
  - ① 1の①の確認は、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行わなければなりません。
  - ② アルコール検知器は常時有効に保持されていなければなりません。

〈「国家公安委員会が定めるアルコール検知器」とは・・・〉

「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するもの」

情報提供：北海道警察本部交通部交通総合対策センター

稚内市は、交通事故死ゼロ978日継続中です。(11/25現在)